平成２９年

第１０回 農業委員会総会（月例会）議案

平成２９年１２月７日

前橋市農業委員会

平成２９年　第１０回 農業委員会総会　議 事 録

・開会日時　　平成２９年１２月７日　　午後１時４５分
・閉会日時　　平成２９年１２月７日　　午後３時０５分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（２３名）

１番　下田　将文	２番　市花　宏之	４番　奥野　和子	５番　松島　敏男
６番　大島　俊典	７番　田島　悦夫	８番　星野　和幸	９番　小堀　清
１０番　木村　謙	１１番　関根　由彦	１２番　澁澤　聖一	１３番　坂庭　常男
１４番　北爪　きよ子	１５番　青木　朱美	１６番　井上　隆	１７番　萩原　秀治郎
１８番　深町　冨士雄	１９番　岡田　重雄	２０番　須田　一男	２１番　石村　利夫
２２番　江原　弘	２３番　関口　喜弘	２４番　堀越　恒弘	

・欠席委員（１名）
　３番　矢端　晴美
・事務局出席者
　事務局長　吉井　一夫　　補佐　篠崎　誠　　補佐　齋藤　孝朗　　副主幹　深澤　直純
　副主幹　　高山　幸治　　主任　篠崎　菜穂子　　主任　冨澤　和則
・その他の出席者
　農林課副主幹　　下田　文雄

・付議事件
　（１）議案第３３号　　農地法第３条の規定による許可申請について
　（２）議案第３４号　　農地法第４条の規定による許可申請について
　（３）議案第３５号　　農地法の規定による許可申請の取下げについて（５条）
　（４）議案第３６号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
　（５）議案第３７号　　農地法第５条の規定による許可申請について
　（６）議案第３８号　　農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について
・協議事項
　（１）農業振興地域整備計画の変更（平成２９年４月分農振除外）について

・報告事項
　（１）農地法第４条の規定による届出の取消しについて
　（２）農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
　（３）農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
　（４）農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
　（５）現況証明交付状況について
　（６）農地法第４条、第５条の規定による農地転用許可処分について
　（７）平成３０年度市農業施策等に関する意見の回答について

吉井局長　それでは、お揃いになりましたので、これより平成２９年第１０回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、３番　矢端　晴美委員の１名であります。従いまして在任委員２４名中、２３名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長　◇（挨　拶）

吉井局長　会議規則第５条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくお願いいたします。

《堀越会長、議長に就任》

議　長　それでは、平成２９年第１０回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第２５条第３項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。１３番　坂庭　常男委員、１４番　北爪　きよ子委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。議案第３３号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から８番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）
整理番号３番、耕作面積が許可基準の下限面積５０ａを満たしてないが、農地法施行令第２条第３項第１号で不許可の例外に該当する旨の説明。整理番号３番・整理番号８番は、一般法人の申請のため、契約書に解除条件が明記され一定の要件を満たしています。なお整理番号１番から８番は農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議　長　なお、整理番号３番については、面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

１２番委員（１班班長）　現地案内図３条３番をご覧下さい。申請地は市立二之宮小学校から南西へ約1.5ｋｍに位置し、北関東自動車に隣接した農用地区域内です。申請法人は総合広告代理店業務をおこなっており、イベント企画：運営や印刷物の製作、新聞折り込みなどをおこなっている会社です。3,197㎡の農地を賃貸借し水耕栽培をおこなう。水耕栽培では三つ葉を栽培し年7回の収穫を予定しており、面積以上の収量が見込めることから申請しました。面接には代表者と代表者の奥さんが来られました。農業経験はなく今年の7月より、さくらファームに研修に行ってまいりました。ハウスの設置棟数は5.5棟、設置費用は8,000万円、出荷先はＪＡ・ユニーなど、年間売上見込額1,800万円を予定しております。又住所地よりの通作距離は15ｋｍ約25分です。この事業の借入れ予定は、日本政策金融公庫・群馬銀行・東和銀行より設置費用の8割、自己資金2割で始める予定です。将来は農地所有適格化法人となり認定農業者を目指すとの事です。調査班としては、許可相当と判断いたしました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１８番委員　整理番号６番、農業経営の実態は把握されていますか。

深澤副主幹　家族５名で経営、水稲と露地野菜をおこなっています。

１８番委員　営農の収支の確認はしていますか。

深澤副主幹　収支の申告は、いただいておりません。

１８番委員　本人の申告ですね。

深澤副主幹　経営耕地の面積、耕作の確認はしております。

１８番委員　譲受人の耕作面積の確認。

議　長　整理番号３番、ハウスの面積は。

深澤副主幹　約２０ａです

議　長　　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から８番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　賛成多数でありますので、議案第３３号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号１番から８番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第３４号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から６番までの審議をお願いします。

冨澤主任　　◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号１番から６番は農地法第４条第６項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議　長　　なお、整理番号５番、６番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

１２番委員（１班班長）　　現地案内図４条５番をご覧下さい。申請地は上毛電鉄（心臓血管センター駅）から西へ約500ｍに位置し、周囲は、北側は農地、東側は宅地、南側は宅地と農地、西側は市道を挟んで宅地と農地、宅地と農地が混在する小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請人は農業を営んでいるが、現在申請地北側で太陽光発電を稼働させており、計画通り売電が行なわれ順調ですので、規模拡大したく申請。面接には代理人が来られました。申請施設の概要について、260Wのパネル288枚、年間電力の売上約750万円、売電単価32円、施設設置費用の回収には6年を見込んでいます。西側道路のフェンスの設置位置は市役所職員立会いにより確認いたしました。設置後の草刈り、及び管理は申請人がするとの事です。又５条、４条の許可申請の間に自宅があり、周囲は農地です。自宅に入る道路等の農地の除外申請の確約書の提出を条件とし、提出されました。調査班としては、周りの環境に配慮し最善の努力をする条件で許可相当と判断いたしました。

現地案内図４条の６番をご覧下さい。申請地は市立滝窪小学校から北西へ約700ｍに位置し、周囲は北側と南側は山林、東側は農地、西側は雑種地で、周囲を山林等に囲まれた農用地区域内です。申請人は会社員兼農業者です。会社を退職後、農業を始めようと思いますが、申請地は低く不便をしており、隣接地造成工事に併せて申請地に土の搬入を依頼しました。盛土量は3,554㎥で土壌検査を実施し搬入、造成後はウド栽培をしたく申請しました。面接には代理人が来られました。申請に至った経緯は、たまたま隣接地が太陽光発電の造成工事をしていることから、造成工場に伴い事業者との話し合いにおいて申請地に土の搬入を依頼しました。1年での搬入計画は、1日当たり100㎥・年間約3,550㎥、土は市が検査した土なので問題がないとのことです。搬入費用は概算26万円、1日の搬入台数は10台から15台です。農地改良後の作物作付け計画のウドの出荷先等は検討中との事です。調査班としては、申請地の残地4,368㎡の利用計画をお願いし問題点もなく、許可相当と判断いたしました。

議　長　　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

９番委員　　整理番号６番、搬入者が多数記載されていますが。

１２番委員（１班班長）　　現在隣接地で、太陽光発電施設の造成工事を多数の搬入者が行なっており、どの土が入るか判りませんので、１７社記載しました。

齋藤補佐　　整理番号６番の補足説明、隣接地の太陽光発電施設の造成工事は、１７業者が市の土砂条例に基づき土壌検査をした土をいれています、隣接した申請地に余りました土を搬入。申請地は1,000㎡以下ですので、市の土砂条例には該当しません。

議　長　　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から６番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３４号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から６番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第３５号・農地法の規定による許可申請の取下げ５条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書・順次、地目、面積、取下理由を朗読、説明）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３５号・農地法の規定による許可申請の取下げ５条許可については、整理番号１を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第３６号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番から４番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から４番までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３６号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番から４番までを承認とすることに決定いたします。

次に、議案第３７号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番については、議案第３５号により取下げが承認されていますので、整理番号２番から２６番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお整理番号２番から２６番は、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号１９番については、現地・面接調査を実施していますのでの、調査班長の報告をお願いします。

１２番委員（１班班長）　現地案内図５条１９番をご覧下さい。（４条の５番の近接地）申請地は上毛電鉄（心臓血管センター駅）から西へ約500mに位置し、周囲は、北側は農地、東側は宅地、南側は宅地と農地、西側は市道を挟んで宅地と農地、宅地と農地が混在する小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。請人は農業を営んでいるが、現在申請地北側で太陽光発電を稼働させており、計画通り売電が行なわれ順調ですので、規模拡大したく申請。面接には代理人が来られました。申請施設の概要について、260Wのパネル192枚年間電力の売上約750万円、売電単価32円、施設設置費用の回収には6年を見込んでいます。西側道路のフェンスの設置位置は市役所職員立会いにより確認いたしました。設置後の草刈り、及び管理は申請人がするとの事です。又５条、４条の許可申請の間に自宅があり、周囲は農地です。自宅に入る道路等の農地の除外申請の確約書が提出されましので、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号２番から２６番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第３７号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号２番から２６番をまでを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第３８号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

篠崎主任　　◇（土地の現況、受けた土地の利用目的、筆数、面積、関係農家数を説明：農業振興係）

議　長　　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問なし）

議　長　　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第３８号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定といたします。

次に、協議事項１農業振興地域整備計画変更（平成２９年４月分農振除外）について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

下田副主幹　　◇（資料説明：農林課　農業政策係）

議　長　　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　　いつごろになりますか。

下田副主幹　　今月下旬に県と協議、下旬ないし１月上旬に告示、最終的な県からの合意協議、容認企画の通知発送を２月２０日前後に予定しています。

議　長　　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業振興地域整備計画変更（平成２９年４月分農振除外）について、報告のあったとおりの内容で、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、協議事項１農業振興地域整備計画変更（平成２９年４月分農振除外）については、原案を承認といたします。

次に、２１ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（５）までの内容は、

○法第４条の届出の取消し	１件
○法第４条の届出書の受理状況	７件
○法第５条の届出書の受理状況	２１件
○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	１８件
○現況証明交付状況	２件

報告事項（６）は、１１月総会において許可とした法第４条、第５条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、報告事項（７）平成３０年度市農業施策等に関する意見の回答について、事務局より報告を求めます。

篠崎補佐　　◇（報　告：農業振興係）

議　長　　ただいまの報告について、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

１２番委員　　５・鳥獣による被害対策について、猪・ハクビシン等問題を真剣に取組んで頂きたい。

５番委員　　会議の後などに、いろんな事を研究している方がいらっしゃるとのことですので、講習を受けてみては。

議　長　　事務局、その様な機会を設けてください。

その他、ご意見等ございますか。農業施策等に関する意見については、毎年行なわれますので、普段より地域の皆さんの意見等を聴きすいあげていければと思います。

議　長　　以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（部会閉会午後３時５分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２９年１２月７日

議　長

署名人

署名人